

令和6年度 中野区立明和中学校 部活動ガイドライン

「中野区教育委員会 部活動のあり方に関する方針～中野区部活動ガイドライン～」を踏まえ、下記のとおり、本校の活動方針を定める。

記

1 本校における部活動の方針

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒が、部活動を通して、スポーツ、文化等を楽しみ、望ましい人間関係を構築し、バランスのとれた心身の成長を図るとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができる素地を築くこと。

もとより部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるが、部活動の実施にあたっては、学校教育の一環として教育課程との整合が図られるよう留意し、生徒の過度な負担とならないよう、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

部活動中の生徒の健康管理、事故の未然防止に留意するとともに、暴言等も含めた体罰やハラスメントの根絶を徹底すること。また生徒間における暴力行為やいじめ等の発生を防止すること。

校長及び顧問(部活動指導員を含む)は、熱中症防止の観点から、高温注意報が発せられた時間帯における屋内外の活動を原則として実施しない等、適切な対応を行うこと。

学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を徹底するとともに、地域や家庭の理解と協力の下、生徒の健全育成に資すること。

2 適切な休養日等の設定方針

【休養日】

ア 学期中

- ・ 週当たり、原則として2日以上休養日を設ける。
- ・ 週休日は、いずれか1日を休養日とする。ただし、週休日における公式大会・コンクール等についてはこの限りではない。なお、週休日に休養日を確保できない場合は、直近の月曜日を週休日とする。
- ・ 職員会議や研修会等が設定されている水曜日は、休養日とする。

イ 長期休業中

- ・ 学期中に準じるが、教育活動休止日などを中心に連続した休養日の確保に努める。

【活動時間】

ア 学期中

- ・ 週当たり、原則として16時間を超過しない。各日の活動時間は、国及び東京都のガイドラインに準じ、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とする。
【「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」(令和5年3月 東京都教育委員会)より】

イ 長期休業中

- ・ 学期中に準じる。ただし、月間・週間の目安を設定し、週当たり16時間を超過しないことを原則として弾力的な活動時間の設定ができることとする。

3 本校に設置されている部活動

運動部 サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、女子バレーボール部、野球部、水泳部

文化部 吹奏楽部、合唱部、美術部、文化継承部、科学技術部

4 地域部活動

ダンス部【7月～9月の土日 2時間程度】